

相模女子大学紀要 第七九号（二〇一五）

『日本書紀』『天皇紀』の「注」を読む

——「帝国／蕃国」としての「日本」——

山
田

純

『日本書紀』『天皇紀』の「注」を読む

――「帝国／蕃国」としての「日本」――

山田 純

はじめに

かつて神野志隆光氏は、『日本書紀』『神代紀』の「一書」について、それが「注」であることを確認し、「本書」に従属するものと捉えた^①。そこから「本書」を中心とする作品論を展開し、『日本書紀』は律令国家「日本」が自らを「帝国」として自得する史書であるという、『日本書紀』全体の統一的作品把握を達成したのである^②。

しかし、「神代紀」以降の各「天皇紀」にも、同じような「注」と目されるものがあるにもかかわらず、それに触れることはなかった。「天皇紀」に記載される「注」も、「神代紀」の「一書」と同様に「注」であるならば、「天皇紀」の「本書」との関係をも含めて、『日本書紀』全体の統一的な作品把握の中で、その「注」を位置づける必要があるだろう。その上で、なお『日本書紀』が「日本」自らを「帝国」として確証する史書として読解できるのかを検証するべきなのである。

本稿は、「天皇紀」に記載される「注」を対象とし、ひとまず「神代紀」と「天皇紀」を分けて考察し、しかる後に、『日本書紀』の全体的な作品論を補足する展望を掲げてみたい。神野志氏が拓いた、陰陽論による世界生成を語り出しとする『日本書紀』が、「天皇紀」の「注」を検討することにより、「神代紀」のみならず『日本書紀』全体をも覆っているという作品像を、そこに見出せるのではないかと考えるためである。

1、「神代紀」の「一書」と「天皇紀」の「注」

まず、本稿における『日本書紀』『天皇紀』における「注」とは何か、について述べよう。

その際、一旦、「神代紀」と、以降の「天皇紀」を分けて考えることにしたい。というのは、「神代紀」の「注」、すなわち「一書」は、最大で十部もの「一書」（「神代上」第五段）、すなわち異説を積み重ねるものがある。このような「神代紀」の体裁は、「神代紀」のみの特徴であったはずだ。以降の神武天皇から持統天皇に至る各「天皇紀」では、「一書」のように異説を多く重ねるような叙述形態は見られないのである。そうであるならば、「神代紀」の「本書」と「一書」の性質、およびそれらの関係を、「天皇紀」にそのまま敷衍することは躊躇われる。そこで、まず「天皇紀」の「注」について、整理する必要がある。本稿において考察対象となる「注」とは何か、の定義を以下に述べる次第である。

あらかじめ述べてしまえば、本稿で検討することになる「天皇紀」の「注」とは、『魏志』や『百濟本記』など、具体的な書名を提示した上で掲載される「異説併記」を指す。以下に説明していこう。

これまで、「天皇紀」に表れた「注」をめぐることは、それが『日本書紀』編纂当時からあったものか、それとも後世の史家たちが書き入れたものなのか、すなわち、自注か後注かの議論がなされてきた。かつて、岩橋小彌

太によって展開された、いわば「後注」論は、その後、坂本太郎・中村啓信・小島憲之らによって否定され、現在では、これを自注と捉えることに異論はない。^③

ただし、その「天皇紀」の「注」というものが、『日本書紀』の中の何を指すのか、ということには注意しなければならない。『日本書紀』には、その機能から伺うに、多種多様な「注」的機能を持った文章が現れる。それは、訓注・語義解説・事実敷衍・異説併記など多岐に渡る。^④

一般に「注」といえば、「本書」を解説するものを言おうが、それでは曖昧である。たとえば、「垂仁紀」の以下の記事を挙げておこう。^⑤

① 故受^レ其^レ匕首^一、独無^レ所^レ藏、以著^二衣中^一。遂有^二諫^レ兄之情^一歟。
(故、其の匕首を受りて、独り藏す所無し。以て衣中に著けり。遂に兄を諫むる情有すか。)

狭穗姫皇后が、垂仁天皇を弑殺するために受け取った匕首を、隠しきれはるはずもないから、衣の中に入れておいた、という事象に対して、どうしてそのような行為に及ぶのかを解説または付度した部分である。そうでありながら、ここは「本書」でもある。かつて、『集解』は「歟」字を削り、『通釈』は傍線部を削除した。^⑥その「注」的機能が、後人の竄入と判断されたのである。

このように、「注」的機能をもった文章という、「内容」の点で区別しようとする、「本書」と「注」との区別が曖昧になる。そうした多岐にわたる「注」的機能を持ったすべての文を扱う用意は本稿にはない。それは『日本書紀』ほぼ全文を検討することと同義であるためだ。さりとて、本稿で訓注や義注を扱っても、それが『日本書紀』全体の統一的作品読解に寄与するとは考えがたい。訓注や義注は、それ自体がまず「語」に係るものである。これを全体的に見ることも、やはり『日本書紀』全体の語を検討するほどの労力を強いられよう。

他方、『日本書紀』の「注」という点では、「神代紀」の「一書」をその

代表とするような、「異説併記」の機能をもった文章にも注目される。かつて神野志氏はこの「一書」を「注」として位置づけた。「神代紀」以降にもこのような「異説併記」は叙述される。先に、神野志論は「天皇紀」の「注」は論じなかったと述べたが、正確にはこのことである。「神代紀」の「一書」と機能を等しくするとおぼしき「異説併記」機能を「天皇紀」もまた「注」として備えているにもかかわらず、そこが論述されていない点が、遺漏であると認識しているのである。

「神代紀」ほどではないにしろ、「天皇紀」にもまた、「一書曰く」などという形式が見られる。あるいはその他にも、「或本曰」「一云」「或云」などという、「異説併記」を示す形式を見る。それらを「天皇紀」の「注」とであると想定したい。

その際、全体的に見て、「天皇紀」において「本書」とは異なる説を載せる「異説併記」の方法は、大きく三種に分類できる。今、一覧にすると、以下のように分類される。

- I 「亦」「更」など、別の「書物」からの引用を示さない
↓ 引用を持たない「異説併記」
- II 「一書云」「或本曰」など、別の「書物」からの引用を示す
↓ 書名がない引用「異説併記」
- III 「百濟記」曰」など、具体的書名を明示しての引用を示す
↓ 書名がある引用「異説併記」

	細字双書	大字
I 引用を持たない「異説併記」	88	7
II 書名がない引用「異説併記」	194	7
III 書名がある引用「異説併記」	40	0

しかし、このように三類に分けた場合、以下の問題がある。すなわち、「神代紀」の「一書」が、古本においては細字双書の形式を持つているという点である。大字の「本書」と、形式において異なるという点は、神野志論も重視したところであった。当然、「天皇紀」においても、本稿でいう「注」は、細字双書の形式であることが求められよう。しかし、先に述べた「異説併記」の形式には、大字「本書」の中にも見られるものがある。つまり、大字の中にも「異説併記」の機能を有した文言が存在するのであれば、ただ「異説併記」機能をもってそれを「注」と判定するわけにはいかない。本稿では、必ず細字双書で書かれる「異説併記」の形式を「注」として選別する必要がある。

先のように三類に分けたとき、「天皇紀」の「異説併記」を数えてみると、大字で「本書」として示される例が、Ⅰ・Ⅱに確認される。「亦」などで展開される、引用書を示さない「異説併記」の方法は、神や皇子の別名を挙げるときに多用されるものである。この例は、大字と細字双書の区別が厳密ではない。一割近くが大字で書かれ得る形式なのである。これは、「或本」など、具体的な書名を記さない「異説併記」の形式にも、同じことが言える。それほど頻出するわけではないが、それでも七例が大字としてある。つまり、Ⅰ・Ⅱについては、時に「本書」にもなり得るし、時に「注」にもなり得る。時に大字にもなり得るし、時に細字双書にもなり得る。つまり、それが必ず「注」であると―「注」の形式に他ならないと―言い切ることができないものである。それゆえ、本稿で言うところの「注」から除外する必要があるのだ。例を挙げて確認することにしよう。まず、このような具体的な書名を持たない「異説併記」が、「本書」にも見られるという例は、「神代紀」にもあるという点を確認する。

②「神代紀」第九段「本書」

是時、其子事代主神、遊行在_二於出雲国三穗_一（三穗、此云_二美保_一）。之碕_一。以_二釣魚_一為_レ樂。或曰、遊鳥為_レ樂。

（是の時に、其の子事代主神、遊行きて出雲国の三穗（三穗、此には美保と云ふ）の碕に在す。釣魚するを以て樂とす。或いは日^あはく、遊鳥するを樂とすといふ。）

これは、「事代主神」が「釣魚」を「樂」とするのに対して、異なる伝としての「遊鳥」を提出するものである。この「或曰」以下は大字「本書」である。すなわち、外形が「本書」であり、内容が「異説併記」であるという、曖昧なものである。また、「或」が別の「書物」からの引用を指すのかどうかについても、やはり曖昧なのである。同じ「或曰」でも、それが常に別の「書物」からの引用を示すとは限らない例としては、たとえば、「天武紀上」の、次の記事がある。天武天皇が吉野に隠遁した際の記事である。

③「天武紀上」即位前紀

壬午、入_二吉野宮_一。（中略）自_二菟道_一返焉。或曰、虎着_レ翼放之。是夕、御_二嶋宮_一。

（壬午に、吉野宮に入りたまふ。（中略）菟道より返る。或の曰はく、虎に翼を着けて放てり」といふ。是の夕に、嶋宮に御します。）

これは、匿名の人物の「発言」とみられ、「異説併記」とはかけ離れたものである。つまり、別の書物から引用した「異説併記」であると言い切ることができないのである。さりとて、先の②が、別の「書物」からの引用では決していない、とも言い切ることができないのである。というのは、続く「一書第一」に、「（大己貴神が）対へて曰さく、吾が兄事代主、射鳥遨遊して、三津の碕に在り」とあることによれば、「神代紀」が語るところの別の「書物」に異説があるということにもなるためである。それゆえ、「Ⅱ」に分類してはいるが、正確には、「Ⅰ」と「Ⅱ」の境界線上にあり、「本書」と「注」の境界線上にある、と言わざるを得ないものが②なのである。それが確かに「注」であると確定させることができないのである。

このことは、以降の「天皇紀」にも見ることができる。すなわち、このような例は『日本書紀』全体に関わる形式なのである。

④「神武即位前紀」己未年春二月条（橿原の地名起源として。◇内細字双書）

夫磐余之地旧名片居（片居、此云「伽倻草」）。亦曰「片立」（片立、此云「伽倻哆知」）。逮「我皇師之破レ虜也、大軍集而満レ於其地」。因改号为「磐余」。或曰、天皇往嘗「嚴瓮粮」、出「軍西征」。是時、磯城八十梟帥、於「彼処」屯聚居之（屯聚居、此云「怡波瀾萎」）。果与「天皇」大戰。遂為「皇師」所滅。故名之曰「磐余邑」。

a 夫れ磐余の地の旧の名は片居。片居、此には伽倻草と云ふ。亦是片立と曰ふ。片立、此には伽倻哆知と云ふ。我が皇師の虜を破るに逮りて、大軍集ひて其の地に満り。因りて改めて号けて磐余とす。

b 或の曰はく、天皇往嚴瓮の粮を嘗りたまひて、軍を出して西を征ちたまふ。是の時に、磯城の八十梟帥、彼処に屯聚居たり。屯聚居、此には怡波瀾萎と云ふ。果して天皇と大きに戦ふ。遂に皇師の為に滅さる。故、名けて磐余邑と曰ふ。

このように、「a」・「b」と、同じ「磐余」の地名起源として、二つの異なる説を挙げる。このような叙述は、「異説併記」として適当であろう。これが「本書」に掲載されるのである。ところが、「或」字のみでは、「或人」という匿名者の「発言」として記載されるものと判断することもできない。それが別の「書物」からの引用であるという確信を持ち得ないのである。それゆえ訓で「あるひと」と訓むことにもなるのである。「書物」からの引用を示さない場合は、具体的な書名をもたない「異説併記」（Ⅱ）とは異なり、書名をもたない「異説併記」（Ⅰ）に数えることになる。しかし、「Ⅰ」も「Ⅱ」も、いずれも、時に「本書」ともなり、時に「注」ともなる、曖昧な形式なのである。

⑤「垂仁紀」二十三年冬十月条
時湯河板拳、遠望「鶴飛之方」、追尋詣「出雲」而捕獲。或曰、得「于但馬国」。

（時に湯河板拳、遠く鶴の飛びし方を望みて、追ひ尋ぎて出雲に詣りて、捕獲へつ。或の曰はく、「但馬国に得つ」といふ。）

これなども、「或人」の匿名的「発言」と取れるものである。一方、「記」には、（中略）、和那美の水門に網を張つて捕えたとある。延喜神名式に但馬国養父郡に和奈美神社がある」と言われるように、「鶴」を捕えた場所が「出雲」と「但馬」とで異なる説があり、「古事記」を見れば但馬国と考えることもできるので、「異説併記」（Ⅱ）とも採ることが可能である。新全集頭注は「異伝」と捉え、「或いは」と訓んでいる。つまり、「Ⅱ」は、時に解釈に依存してしまう形式なのである。

以上見てきたように、「Ⅰ」・「Ⅱ」については、書物を引用する異説併記とも言えるし、書物を引用しない異説併記ともいえる。そしてそれは、時に「本書」にもなり得るし、時に「注」にもなり得るものである。それが必ず「注」であると「注」の形式に他ならないと形の上でも明示されるものとは、言い切ることができないものである。外形的にも、必ずそれが「注」の形式であると示されるのは「Ⅲ」に限るのである。すなわち、内容が必ず「注」であると「神代紀」の「一書」と等しく外形的にも示される例としては、「Ⅲ」の「異説併記」の形に限られるのだ。

すると、残るのは、具体的な書名を挙げて異説を併記するものに限られる。「魏志」や「百濟本記」などという、具体的な書名を挙げるものである。これはかつて毛利正守氏も、これを「注」と見て、『日本書紀』においては対外記事を挙げる際にこのような書名をもった引用を行うと述べたことがある。本稿もまた、「天皇紀」の「注」として、この「Ⅲ」、「具体的な書名を挙げて引用する異説併記」を認めるものである。

ただし、その際、「異説併記」というものが何を意味するのか、すなわち「異説併記」の機能を明らかにしておく必要がある。それが中国の史

書に先例がある方法なのだとすることも併せて確認しておきたい。

2、「伝疑」の史書であるために

まず、「天皇紀」の「異説併記」は、異説を掲出するものなのだが、同時に、その異説を無視して「本書」のみを読解することはできないものとして存在することを確認しておこう。単に異説を並べるだけ、参考として掲載するだけ、というわけではなく、「本書」の読解に欠かせないものとしてあるのだ。かつて坂本太郎氏が、自注か後注かという議論において、このような、「注」がなければ「本書」を整合的に理解できないという点に注目して自注論を展開したことが思い起こされる^⑩。実際、坂本論は、「注」をあまり限定せず^⑪にこの論を展開したのであるが、本稿がいう「注」においても、それが有効であることを、まず述べておこう。

次の記事は、「欽明紀」四年から五年にかけての記事である。

本書	注
(欽明紀四年十一月) 津守連を遣して、百済に詔して曰はく、 (欽明紀五年二月) 又津守連、日本より来りて、 ← ✕ (欽明紀五年三月) 故、己麻奴跪を留めて、	百済本記に云はく、『津守連己麻奴跪』といふ。 蓋し是津守連なり。

ここは、任那再建を督促する欽明天皇の詔書をもって百済を訪れた津守連が、百済聖明王によって百済国内に留め置かれる場面である。「本書」だけを読んでいくと、欽明五年三月の「己麻奴跪」が誰のことなのか理解

できないのである。それが「津守連」のことであると理解できるのは、五年二月の「百済本記」の「注」を経由しているためである。このように、「本書」が「注」による叙述を前提として展開している事例がある場合、それは自注としてもとあつたものである、という理解を坂本論が示したことは、本稿がいう具体的な書名をもつ「注」においても等しいということができる。

また、既に指摘がなされている例であるが、「神功皇后紀」も挙げておきたい。^⑫

本書	注
三十九年。是年太歳己未。	魏志に云はく、「明帝の景初三年六月に、倭の女王、大夫難斗米等を遣して、郡に詣りて、天子に詣り朝献せむことを求む。太守鄧夏、吏を遣して将送り、京都に詣らしむ」といふ。
四十年。	魏志に云はく、「正始元年に、建忠校尉梯携等を遣し、詔書・印綬を奉りて、倭国に詣らしむ」といふ。
四十三年。	魏志に云はく、「正始四年に、倭王、復使の大夫伊声耆・掖耶約等八人を遣して上献す」といふ。
六十六年。	是年、晋の武帝の泰初二年なり。晋の起居注に云はく、「武帝の泰初二年十月に、倭の女王、詔を重ねて貢献せしむ」といふ。

ここは、「注」がなければ、年号のみの記述となる。年号のみの記述は史書として成り立ち難いものがある。すなわち、「注」を無視して「本書」のみを読むと、「三十九年」は年太歳己未四十年四十三年」となるのである。「四十年」という「本書」が有効に機能するのは、「注」の読解を経由する場合に限るのである。

このような「注」が、『日本書紀』において採用されており、それが有効に働くのは、それが『日本書紀』独自のものではなく、中国の史書にその先例があるためである、というのは、既に指摘されることである。^⑬

そもそも、史書に「注」があることについては、『日本書紀』が参考とした中国史書に拠るものである。『史記』裴駰集解・『漢書』顔師古注・

『三国志』裴松之注と、『日本書紀』編述者が参照した中国史書には、それが後注であれ、「注」つきの史書であったということが重要である。

「神代紀」の「一書」の羅列について、『積日本紀』の解題は、「是則裴松之三国志注例也」として、裴松之の『三国志注」を想起している。⁽¹³⁾「神代紀」の「一書」羅列の在り方は、中国史書の在り方を想起させ得るものだったのである。そのような、『日本書紀』周辺をめぐる要素も、ここでは無視しえないであろう。「異説」を掲出するために具体的な書名を挙げて他書を引用するという形式は、おそらく『三国志注』に拠るものという指摘は、遠藤慶太氏によって「分註で異説を引用するのは、『日本書紀』独自に作り出した史書の形式ではない」と述べられている通りである。⁽¹⁴⁾

⑥裴松之「上三国志注表」

臣前被詔、使采三国異同以注陳寿国志上。寿書銓敘可觀、事多審正。誠遊覽之苑囿、近世之嘉史。然失在于略、時有所脱漏。臣奉旨尋詳、務在周悉。上搜旧聞、傍摭遺逸。按三国雖歷年不遠、而事閔漢・晋。首尾所涉、出入百載。注記紛錯、每多舛互。其寿所不載、事宜存録者、則罔不畢取以補其闕。或同說一事而辭有乖雜、或出事本異、疑不能判、並皆抄内以備異聞。若乃紕繆顯然、言不附理、則隨違矯正以懲其妄、其時事当否及寿之小失、頗以愚意有所論辯。自就撰集、已垂三期月。写校始訖、謹封上呈。

ここは、裴松之が、陳寿の『三国志』に対して傍線部「失は略に在り」と述べる部分である。裴松之は陳寿の『三国志』を称讃する。しかし、その一方で、寿書の簡略さを難点とし、寿によって捨象された多くの異聞が、今後失われていくという可能性を危惧したのである。そのため、裴松之は多くの書物から異聞を集め、もしも書物と書物との間に矛盾するような歴史記述があっても、それを「或は同じく一事を説きて辞に乖離あり、或は事の本異を出し、疑ふらくは判ずること能はざるは、並びに皆、内に抄し

て、以て異聞に備ふ」として、「異説」を併記した旨を述べるのである。陳寿が削った史伝・異説を、裴松之は集めて併記したのである。そこに掲載した「異説」が、たとえ互いに矛盾した内容であっても、並べて掲載したということが重要である。『日本書紀』は、これを例にとつて施注したと考えられる。ただし、『三国志注』のみ、と限定すべきではない。

というのは、このような史書に対する「異説併記」の在り方は、『漢書顔師古注』にも見られるためである。実際は、『漢書顔師古注』は、『三国志注』とは体裁を大きく異にするが、「注」を施すその姿勢においては、共通するものがある。以下の、『漢書顔師古注』の「叙例」である。

⑦『漢書』顔師古注（叙例）⁽¹⁶⁾

漢書旧文多有古字、解説之後屢經遷易。後人習讀、以意刊改、伝写既多、弥更浅俗。今則曲覈古本、歸其真正。一往難識者、皆從而釈之。

（漢書は旧文なれば、多く古字あり。解説の後、屢ば遷易を経たり。後人習讀し、意を以て刊改し、伝写既に多く、弥よ更に浅俗たり。今、則ち古本を曲覈し、其の真正に歸す。一往に識り難きは、皆從ひて之を釈す。）

『漢書』は「異説」ではなく、「古字」について述べるが、それでも、正しい「字」が判明しない場合は、やはり皆掲出するという方針を示している。すなわち、『三国志注』も『漢書顔師古注』も、どちらも「疑わしいものは、それを敢えて決定せずに、併記する」という方針において共通するのである。そうであるならば、あるいは中国史書の「注」の伝統には、そのような方針が共通するのではないか、という可能性が浮上してくる。もしそのような伝統があるならば、『日本書紀』もその影響を受けている可能性が高いのである。

史書に「異説」を併記するという方針は、いわゆる「紀伝体」の祖である司馬遷の『史記』に見ることができる。『史記』「三代世表」の「太史公

自序」に、以下のようにある。

⑧『史記』「三代世表・太史公自序」^①

太史公曰、五帝三代之記、尚矣。自殷以前、諸侯不_レ可_二得而譜_一。周以来乃頗可_レ著。孔子因_二史文_一次_二春秋_一、紀_二元年_一正_二時日月_一。蓋其詳哉。至_二於序_一尚書_一則略無_二年月_一。或頗有。然多_レ闕不_レ可_レ録。故疑則伝_レ疑。蓋其慎也。

(太史公曰く、五帝三代之記すや尚し。殷より以前は、諸侯、得て譜すべからず。周以来は乃ち頗る著わすべし。孔子、史文に因りて春秋を次し、元年を紀し、時日月を正す。蓋しその詳らかなるかな。尚書を序するに至つては則ち略ぼ年月なし。或いは頗る有り。然らば闕くこと多きは録すべからざればなり。故に疑は則ち疑を伝う。蓋しその慎しむなり。)

かつて孔子が『春秋』を著わし、『尚書』を整理したとき、「疑は則ち疑として伝」えたことを司馬遷は指摘し、以下の「三代世表」もそれに倣うというのである。このことは、

資料には一つの歴史事象について、いくつかの比較すべきものがある場合、あるいは一種類の資料、あるいは一つの系統に属する資料しか存在しない場合など、さまざまである。あるいは記載内容は疑わしいが、それに代わるべき資料がない場合もあり得る。このような場合、さきの雅馴あるいは古文文献という尺度で取捨することも可能であるが、しかし何らかのかたちで保存しておかなければ、永久に消滅してしまう恐れのある貴重な伝説資料もある。そのような資料には何らかの特別な措置を講じなければならぬであろう。疑わしいものは疑わしいなりに記録しておくのも一つの見識である。このような立場から、特定の資料を保存する原則が、すなわち疑(わしいもの)は疑を伝える、というものである。

と言われるように、ある種の史書編纂の立場として捉えることができる。^⑧

いわば「伝疑の立場」であり、司馬遷はその祖を孔子に求めるのである。以来、東アジアの史書の「祖型」として在り続ける『史記』のこのような「伝疑の立場」は、以降の史書にも継承されたというべきではないだろうか。すなわち、『三国志』裴松之注は、まさに「伝疑の立場」にたたない陳寿『三国志』を「失」と捉え、顔師古も古字に対してではあるがそれに倣う、という継承の在り方である。

そして、このことは、『三国志注』を倣って「注」を施す『日本書紀』にも継承されていると言わざるをえないのではないだろうか。以下、それを見ていくこととするが、ここまでで述べなければならないことは、「天皇紀」の「異説併記」の機能とは、「伝疑」、すなわち、いずれが正しい説なのか判断困難であるが、さりとて片方を捨て去れば永遠に資料として失われてしまうという危惧への対策という機能を持つものなのである。「注」の内容こそ第一義だが、それと同様に、まずは史書の「注」の形式として「伝疑」の「異説併記」はあるのだ、ということを確認して、次の考察に進んでいきたい。

3、『日本書紀』主題へと及ぶ「伝疑の立場」

「齊明紀」六年冬十月条に、以下の記事がある。

⑨本書

冬十月、百濟佐平鬼室福信、遣_二佐平貴智等_一、来献_二唐俘_一百余人。今美濃国不破・片県二郡唐人等也。

(冬十月に、百濟の佐平鬼室福信、佐平貴智等を遣して、来て唐俘百余人を献る。今の美濃国の不破・片県二郡の唐人等なり。)

これは、唐の捕虜を連行し、美濃国に住ませたという記事である。これに対して、以下の「注」は異説を併記するものである。「齊明紀」七年十一月条である。

本書 十一月壬辰朔戊戌、以^二天皇喪^一、殯^二于飛鳥川原^一。自^レ此
發哀、至^二于九日^一。

(十一月の壬辰の朔戊戌に、天皇の喪を以ちて、飛鳥川原に殯す。此より發哀たてまつること九日に至る。)

⑩注

日本世記云、「十一月、福信所^レ獲唐人統守言等、至^二于筑紫^一」。或本云、辛酉年、百濟佐平福信所^レ獻唐俘^二一百六十、居^二于近江国壘田^一。庚申年、既云^二福信、獻^二唐俘^一。故、今在注。其決焉。

(日本世記に云はく、「十一月に、福信が獲たる唐人統守言等、筑紫に至る」といふ。或本に云はく、辛酉年に、百濟の佐平福信が獻れる唐俘一百六十、近江国の壘田に居らしむといふ。庚申年に、既に福信、唐俘を獻れりと云へり。故、今在きて注す。其れ決めよ。)

「⑨」の記事が「齊明六年(庚申年)」のことであると述べるのに対し、「⑩」は「齊明七年(辛酉年)」のこととするのである。これはどちらが正しいのかわからないので双方を掲載する「伝疑の立場」の現れた部分である。「今、在きて注す」というのは、このあたりの呼吸を述べたものである。しかもそれを、「其れ決めよ」として、後世の史家、おそらくは後世の『日本書紀』注釈者に対して、その正確な史実の決定を委ねているのである。

後世、裴松之や顔師古のような、優れた史書注釈者が現れた時、どちらの説が正しいのか決定するであろう、その判断を後世に委ねる。そのために、今できることは、「疑は則ち疑として伝える」ことであり、それは「異説併記」に他ならなかった。「天皇紀」の「注」の機能は、以上のようなものであると改めていおう。

そしてこのことは、唐人の捕虜の問題というような、『日本書紀』の主題に関わらない、いわば「些事」にとどまらない。『日本書紀』の大きな

主題である「万世一系」の「天皇系譜」に関わるものもある。「継体紀」二十五年春二月条である。

本書

二十五年春二月、天皇病甚。丁未、天皇、崩^二于磐余玉穗宮^一。時年八十二。冬十二月丙申朔庚子、葬^二于藍野陵^一。

(二十五年の春二月に、天皇、病甚し。丁未に、天皇、磐余玉穗宮に崩ります。時に年八十二なり。冬十二月の丙申の朔庚子に、藍野陵に葬りまつる。)

⑪注

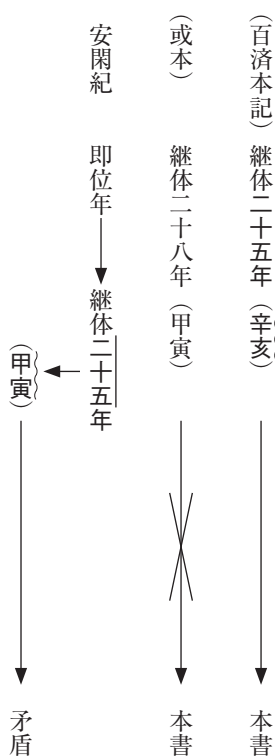
或本云、天皇、二十八年歲次甲寅崩。而此云^二二十五年歲次辛亥^一者、取^二百濟本記^一為^レ文。其文云、「太歲辛亥三月、軍進至^二于安羅^一、營^二乞毛城^一。是月、高麗、弑^二其王安^一。又聞、日本天皇及太子・皇子、俱崩薨」。由^レ此而言、辛亥之歲、当^二二十五年^一矣。後勘校者、知^レ之也。

(或本に云はく、天皇、二十八年歲次甲寅に崩りますといふ。而るを、此に二十五年歲次辛亥に崩りますと云へるは、百濟本記を取りて文を為れるなり。其の文に云はく、「太歲辛亥の三月に、軍進みて安羅に至り、乞毛城を営る。是の月に、高麗、其の王安を弑す。又聞けらく、日本の天皇及び太子・皇子、俱に崩薨りますときけり」といふ。此に由りて言へば、辛亥の歳は、二十五年に当れり。後^二に勘校へむ者^一、知^レらむ。)

ここは、継体天皇の崩年が「継体二十五年」とあるという「本書」に対して、「或本」には「二十八年」とある、と「伝疑」を掲載するものである。結果、「本書」は「二十五年」説を採るのだが、続く『百濟本記』の引用により、その「二十五年」説が、『百濟本記』に拠るものであることが明かされる。すなわち、「本書」が『百濟本記』を採用したことが明示される部分である。

『百濟本記』は「二十五年」、「或本」は「二十八年」の説を述べる。継

体天皇が「即位」したのは丁亥年であるため、ここから数えると、継体二十五年は「辛亥」年に当たる。継体二十八年は「甲寅」年となる。「本書」は『百済本記』説を「本書」としたため、崩年は「辛亥」年となる。しかし、次の安閑天皇はその「本書」で継体二十五年に即位したと書きながら、その年を「甲寅」年と記すのである。チャートにすると以下のようなう。



すなわち「安閑紀」の「本書」は、「継体紀本書」の「二十五年」と「注」の「或本」の「甲寅」年の、双方を同時に抱えているのである。これは矛盾と言わざるを得ない。テキストとして読解していくプロセスにおいて、この部分は継体天皇崩御と安閑天皇即位の間には、三年におよぶ「空位期間」が存在するという疑念が読めてしまうことになるのである。「天皇系譜」の「歴史」に、埋めがたい空白があると、史書自らが述べている部分なのである。このようなことは、『古事記』に見られないものである。このような「天皇紀」の「注」の「異説併記」機能が、「空白」の「歴史」を生成してしまうのである。

その矛盾に対して、「継体紀」の「注」は、「後に勘校へむ者 知らむ」と述べるのである。後世に現れた注釈者に取捨選択を委ねるという姿勢を表明するのである。「疑は疑として」伝えるのである。後の優れた史家に後を託すのである。それこそが、孔子を祖とし、司馬遷が継承し、裴松之と顔師古が倣った、「史書」の在り方なのである。

以上ここまで、「天皇紀」の「注」が、中国史書の在り方に沿う形で、「異説併記」を展開してきた姿をみてきた。とはいえ、「天皇紀」の「注」は、中国史書の在りようそのままにあるわけではないことを確認する必要がある。忠実に沿いながら、大きな転換を行っているのである。それは、転換と言うより、おし広げると言った方が正確かもしれない。

4、拡大される「伝疑」

先に、『漢書顔師古注』の「叙例」を掲出した。これを典拠として、「注」が叙述される例がある。中国史書に倣う形で、というのはこのことにも拠る。今、再び挙げよう。

⑦ 〔漢書〕顏師古注（叙例）

漢書旧文多有二古字一、解說之後屢經二遷易一。後人習讀、以レ意刊改、
傳写既多、弥更淺俗。今則曲二覈古本一、歸二其真正一。一往難レ識者
皆從而釈レ之。

顏師古は「古字」において、いずれが正しいのか判断が困難な時、それをすべて掲載して解説した、と述べている。「伝疑」の立場を表明する一節と捉えらるべきものであろう。これを典拠として、以下の文章が「欽明紀」^⑨に載る。「欽明紀」二年春三月条である。

⑫「欽明紀」二年春三月条

帝王本紀多有「古字」、撰集之人屢經「遷易」。後人習讀、以「意刊改」、
傳寫既多、遂致「舛雜」、前後失「次」、兄弟參差。今則考「覈古今」、
歸「其真正」。一往難「識者」、且依「一撰」、而註「詳其異」。他皆効
此。

(帝王本紀に多く古字有りて、撰集の人、屢遷易を経たり。後人習讀のとき、意を以ちて刊改し、伝写既に多にして、遂に舛雜を致し、

前後次を失ひて、兄弟参差なり。今し則ち古今を考覈して、其の真正に帰す。一往に識り難きは、且く一撰に依りて、其の異を註詳す。他も皆此に効へ。

典拠として踏まえているが、小異がある。この小異が問題である。比較してみよう。

『漢書』顔師古注（叙例）

漢書旧文多有「古字」、解説之後屢經「遷易」。後人習読、以「意刊改」、伝写既多、弥更淺俗。

今則曲「覈古本」、帰「其真正」。一往難「識者」、皆從而「積」之。

『日本書紀』

帝王本紀多有「古字」、撰集之人屢經「遷易」。後人習読、以「意刊改」、伝写既多、遂致「舛雜」、前後失「次」、兄弟参差。今則考「覈古今」、帰「其真正」。一往難「識者」、且依「一撰」、而註「詳其異」。他皆効「此」。

「欽明紀」の該当部分の「本書」は、天皇の皇子皇女系譜を記す部分である。『漢書顔師古注』が「古字」について述べる「叙例」を引き受けつつ、それを「兄弟」にまで敷衍してしまうのである。これは、すなわち、「天皇系譜」に関わる問題である。いわば、この「注」は、「古字」から「天皇系譜」すなわち、『日本書紀』の主題に関わる大きな問題に拡大してしまうのである。

さらに、それは、『漢書顔師古注』が、「疑」をすべて挙げて解説するという立場を示した部分を踏まえた上で、「且依一撰」という一句を挿入するのである。これは、「伝疑」の資料が二種以上あり、そのいずれが正しいか判断できないとき、「とりあえず」ひとつを「本書」として、残りを「注」とした、と述べていることになるのである。これにより、「本書」

と「注」とをわけると判断基準は、どちらかわからない場合は、「とりあえず」ということになるのである。「天皇紀」においては、「本書」と「注」とを区別する基準は「とりあえず」なのであり、「本書」と「注」の間に価値の決定的な差はないのである。それは、いつでも入れ替わる可能性があるのだ。しかも、史書の「伝疑の立場」は、後世の史家に対して判断の可能性を残すものである。このことは、後世の史家がいずれかが正しいと判断した場合は、いつでも「本書」と「注」は入れ替わることになることを意味する。実際にそうであるかどうかという問題ではなく、そのようなものとして「本書」と「注」は位置づけられている、ということである。そうであるものとして、「天皇紀」の中に提示されているということなのである。いやむしろ、それが、「本書」か「注」かという判断基準は、後世の史家の判断に委ねられているのである。そのように「天皇紀」の「注」はある、ということなのだ。それはいわば、「注」が施された部分は、大字と細字双書という形式の違いはあるが、どちらも「本書」であり、どちらも「注」であるというような、歴史資料庫としての「天皇紀」を構成しているということでもある。これが、「他皆効」此」と、以降の「注」に係っていることである。すなわち、当該注⑫以降の、『日本書紀』全体の施注原理であるかのように読めてくるのである。

そうであるとき、神野志氏の『日本書紀』全体の統一的な作品読解に、看過できない差し障りのある「注」があることに配慮が必要となる。

5、^{ていじくでもあり}「帝國」／^{ばんこくでもある}「蕃国」の「日本」

かつて神野志氏は、『日本書紀』とは律令国家「日本」が自らを「帝国」として自証する営みであるとする作品把握を達成した。それは確かであり、陰陽論による神話的世界の出發から始まり、そして「新羅」を「蕃国」として擁する「帝国」としての国家「日本」という歴史認識が果たされていることを、『日本書紀』には認めることができる。

『日本書紀』は、「日本」を朝鮮との関係にあるものとして意味づける

が、朝鮮に対する大国的関係を歴史的に確認するかたちで、「日本」の価値を確立することができる。その要は、朝鮮に対して「大国」であること、すなわち、朝鮮を服属させる帝国であることの標示だということにある。端的にいえば、『日本書紀』は、歴史を述べるなかでそうした「日本」をつくり上げるのである^⑭。

しかし、それはあくまで「天皇紀」の「本書」が語るところの『日本書紀』だと言することができる。その「本書」が作り出そうとする「帝国」としての国家「日本」という世界^⑮に対して、直線的に説明することのできない「注」があることを指摘しておく。

⑬「齊明紀」五年七月条

本書 秋七月丙子朔戊寅、遣^二小錦下坂合部連石布・大仙下津守連吉祥^一、使^二於唐国^一。仍以^二道輿蝦夷男女二人^一、示^二唐天子^一。
(秋七月の丙子の朔戊寅に、小錦下坂合部連石布・大仙下津守連吉祥を遣して、唐国に使せしむ。仍りて道輿の蝦夷男女二人を以ちて、唐天子に示せたてまつる。)

注

(伊吉連博徳書曰、)十一月一日、朝有^二冬至之会^一。会日亦覲。所^レ朝諸蕃之中、倭客最勝。

(伊吉連博徳書に曰はく)十一月一日に、朝に冬至の会有り。会の日に亦覲ゆ。朝ける諸蕃の中に、倭客最も勝れたり。)

「齊明紀」当該記事においては、「注」において「伊吉連博徳書」を引用する形で、並びに「諸蕃」の中(当然、自己が服属させているとする朝鮮諸国も含まれるだろう)で、「最も勝れ」ている、とする。

ここは、「伊吉連博徳」が、使節として唐に渡り、唐の高宗に謁見する場面である。その際、自身を「倭客」といい、『日本書紀』が語るところの「日本」を「諸蕃」すなわち「蕃国」と語るのである。「諸蕃」とは、『日本書紀』自らが以下のように価値づけるものである。

⑭清寧紀三年十一月是月条
是月、海表諸蕃、並遣^レ使進^レ調。

(是の月に、海表の諸蕃、並に使を遣して、調進る。)

⑮清寧紀四年春正月条

四年春正月庚戌朔丙辰、宴^二海表諸蕃使者於朝堂^一、賜^レ物各有^レ差。
(四年の春正月の庚戌の朔丙辰に、海表の諸蕃の使者に朝堂に宴し、物を賜ふこと各差有り。)

「海表」という語が加わるが、この「諸蕃」という語は、「海表」の初出。「海外」に同じ。中華思想から見ると、「諸蕃」の表現と同じく差別的な意味が込められている^⑯とも述べられるように、「中華」に対する侮蔑的な「蕃国」を意味するものである。これを自らを規定するものとして述べるのが、「伊吉連博徳書」なのである。「帝国」としての自己を確認しようとする「本書」に対して、「注」が書名を明示した「書物」を引用しながら、自己を「蕃国」として位置づけている部分なのである。

「注」があくまで参考として、無視しても構わないものとして提示されているならば、「帝国」を自証していく「本書」と当該「注」は衝突しない。しかし、これまで見てきたように、「天皇紀」の「注」は、その読解を経由しなければ「本書」を理解できないものとして提示されてきた。また、それは『日本書紀』が依拠した中国史書の伝統「伝疑の立場」を示す場であり、史書編纂の思想にも関わる重大なものであった。軽々に「異説」を開陳して素知らぬ顔を決め込めるような場ではなかったのである。それは「本書」とは基本的にはそれほど価値の優劣がない、むしろ後世の史家の判断に依存するものとして提示されるほどのものである。そうであるならば、『日本書紀』それ自体が、自らを「蕃国」としても認識していると読むよう要求されている部分でもある、ということになる。

すなわち、「伊吉連博徳書」の「異説併記」は、具体的に言えば、「日本」が唐の「蕃国」とであるという世界の歴史を提示するものである。そして、

それは「日本」が「帝国」であるという「歴史」と矛盾する。ところが、この「異説併記」は、いつでも入れ替わることができる。つまり、「伊吉連博徳書」が「本書」となりうるのである。そのようなものとして、「天皇紀」によって指定されているのである。そのとき、「日本」は「蕃国」であるという歴史に変換する。実際そうなる、そうならない、ということ述べているのではない。そうなる可能性を提示しながら、「天皇紀」は展開しているということなのである。

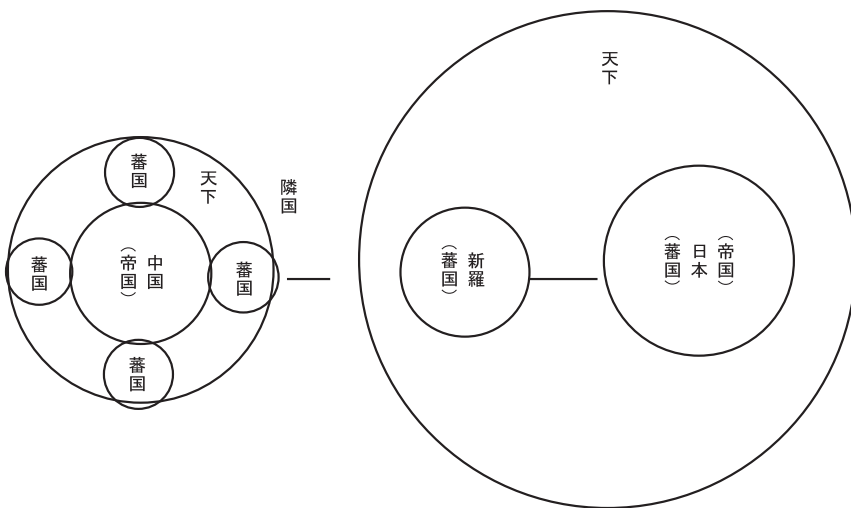
そうであるならば、「天皇紀」は「本書」と「注」を、主従関係・優劣関係として確定させて展開しているのではなく、両方同時に抱えながら、どちらとも確定しない状況で展開しているということになる。

すなわち、「天皇紀」は、自らが「帝国」／「蕃国」という「歴史」を自得する史書としてあることになる。「帝国」でありながら、同時に「蕃国」でもある、それが律令国家「日本」である、という確証への営みである。神野志論における「帝国」の内実が、一般的な中華観念とは異なるものとしてある、ということ述べた次第である。

あるいは、『日本書紀』全体に問題を波及させるには、⑬の一例では、少なすぎるかもしれない。とはいえ、これは『日本書紀』という書物全体の中では、決してあつてはならない一例なのである。律令国家「日本」が編纂した書物の中で、自らを「蕃国」として位置づける例は、他にないのではない。すなわち、決して無視し得ない一例として、あるのだ。あとは、これをどう考えるのか、ということになる。

「本書」でもあり、「注」でもある、という「天皇紀」が、自らが「帝国」／「蕃国」という「歴史」を自得する史書としてあることを、どう考えるべきか。言い換えれば、「帝国」でありながら、同時に「蕃国」である、というのは、具体的にどのようなことなのだろうか。「帝国」と「蕃国」は、一般に対義的であり、両方同時であることはできない矛盾関係である。それを同時に抱えている状況というものを、本稿では説明することになるが、それはおそらく、唐の「帝国」観に抵触しないように、「日本」自らが「蕃国」であるという見解の余地を残した、というような

政治的な読解を拒むものであろう。なぜなら、かつて小考において考えたことがあるが、『日本書紀』の「天皇」は、中国の「皇帝」よりも上位に位置づけられている、と目されるためである。同じように考えるならば、単に「帝国」のみである唐よりも、「帝国」と「蕃国」を両方同時に抱えている「日本」のほうが、優れている、あるいはそれこそが本当の「帝国」である、という考えが、『日本書紀』にある可能性が高いと考えた方がよいのではなからうか。概念図風に示せば左のようになる。



本稿の目的は、「注」が果たす現象の分析にあり、以上でその目的を達成している。以降はあくまで展望である。というのは、単に「帝国」であるよりも、「帝国／蕃国」であるほうがより本質的に「帝国」であるという思想的な説明が必要になるのであるが、本稿ではこれに答える能力がないためである。というよりも、対義的な二項を同時に抱えている状態を「優れている」と考える思考方法を描出することは、論理的にかなり困難であると思われる。あるいは、これこそが「近代的統一性とは異なるということも許される」統一的な作品把握なのではなからうか。このような把握によって、初めて私たちは一三〇〇年前の、すなわち近代的な学術的思考方法では描出困難な「作品」に到達したのではなからうか。

とはいえ、冒頭でも述べたように、その「導き」となるような展望を述べることはできよう。すなわち、『日本書紀』が「神代紀」の陰陽論的世界の出版から語り出すことから考え得る展望である。それは、「帝国」と「蕃国」が、それぞれ対義的な概念であることにより、「帝国」を「主君」の「陽」、「蕃国」を「臣下」の「陰」と考える展望である。これにより、「天皇紀」もまた、陰陽論的世界観の中にある、と述べることである。「陽」だけでも不足であり、「陰」だけでも不足であり、「陰陽」相俟って完璧な「道」、すなわち「太極」をなすという「陰陽同体」の陰陽論に従えば、「帝国」と「蕃国」の双方を同時に抱え持つ「日本」こそ、完全なる「帝国」であって、「主君」しか持たない唐は欠損状態にあると『日本書紀』は考えているのではないか、ということである。つまり、『日本書紀』は唐を見下す立場に立っているということである。

今後、このような展望を描出することが必要である。いずれにしろこれは稿を改めて、『日本書紀』の背後にある知的環境、陰陽論と中華観の関係、さらには三国鼎立の思想、あるいは『晋書』『載記』の思想から、「中華」観の変遷を探っていくほかない。とりあえずは、『日本書紀』全体の統一的な作品把握の方向性を導き出すことをもって、本稿を閉じたい。

おわりに

以上ここまで、『日本書紀』『天皇紀』における「本書」と「注」の関係が生起させる現象について見てきた。本稿の企図は以上に尽きる。

最後に、ここまで見てきたような、「今ある『日本書紀』をどのように読むか」という問題設定の前提からは逸れてしまうが、実態との整合性について論述しておく。『令集解』『公式令一・詔書式』には、以下のようにある。²⁴⁾

明神御宇日本天皇詔旨 云々。咸聞。

古記云。御宇日本天皇詔旨、对隣国及蕃国而詔之辞。問、隣国与蕃国何其別。答、隣国者大唐、蕃国者新羅也。

(古記に云ふ。御宇日本天皇詔旨は、隣国及び蕃国に対して詔する辞なり。問ふ、隣国と蕃国とは何ぞ其れ別たむ。答ふ、隣国は大唐、蕃国は新羅なり。)

神野志氏はこのような「世界観」あるいは「世界の理念性」を、歴史的に根拠あるものとして確認してゆくのが『古事記』『日本書紀』であると述べた。²⁵⁾『日本書紀』においては、本稿が述べ来たところによれば、この「世界観」は別の意味を生成するのではないだろうか。すなわち、「隣国」に対しても「蕃国」に対しても、使用する宣辞は同じである、ということである。つまり、「古記」においては、詔書の形式においては、「隣国(帝国)」も「蕃国」も厳密には区別されていない、ということである。これは、当時の日本が欠損状態の「帝国」である唐を、同じく「蕃国」しか持たない新羅と同様の扱いをしていたものとして考えられるのではないか、すなわち、『日本書紀』成立以降は、唐と新羅に対する「帝国」「蕃国」の位置づけは、「日本」と比較してしまえば、不足という点ではそれほど対義的ではないと考えている可能性があるのではないか、ということである。

- (1) 神野志隆光『古事記の世界観』(一九八六年五月吉川弘文館)。
- (2) 神野志隆光『古事記と日本書紀』(一九九九年一月講談社)。
- (3) 岩橋小彌太『日本書紀古註論』(『日本学士院紀要』十一—二号一九五三年六月。後に『増補上代史籍の研究上』(一九七三年三月吉川弘文館)。
- 坂本太郎『日本書紀の分註について』(『史学雑誌』六十四—七十一一九五五年十月。後に『日本古代史の基礎的研究上』(一九六四年五月東京大学出版会)。
- 『坂本太郎著作集第二卷』(一九八八年十二月吉川弘文館)。
- 中村啓信『日本書紀』の本注(『國學院大學日本文化研究所紀要』第十三輯一九六三年十月。後に『日本書紀の基礎的研究』(二〇〇〇年三月高科書店)。
- 小島憲之『上代日本文學と中國文學』(一九六二年九月塙書房)。
- (4) 前掲注(3) 坂本論文。
- (5) 『日本書紀』テキストは、日本古典文学大系『日本書紀』(一九六五年七月—一九六七年七月岩波書店)に拠る。訓読は一部私に改めた。旧字は新字に改めた。以下同じである。
- (6) 『書紀集解』(一九六九年九月臨川書店)、『日本書紀通釈』(一九三〇年一月内外書籍)に拠る。
- (7) 日本古典文学大系『日本書紀』頭注の指摘。
- (8) 新編日本古典文学全集『日本書紀』(一九九四年四月小学館)頭注の指摘。
- (9) 毛利正守『日本書紀冒頭部の意義及び位置づけ—書紀における引用と利用を通して—』(『国語と国文学』八十二—二二〇〇五年十月)。
- (10) 前掲注(3) 坂本論文。
- (11) 遠藤慶太『日本書紀』の分註(『ヒストリア』第二一四号二〇〇九年三月。後に『日本書紀の形成と諸資料』(二〇一五年二月塙書房)。
- (12) 前掲注(11) 遠藤論文。
- (13) テキストは国史大系第八卷『釈日本紀』に拠る。旧字は新字に改めた。
- (14) 前掲注(11) 遠藤論文。
- (15) テキストは中華書局本に拠る。旧字は新字に改めた。
- (16) テキストは中華書局本に拠る。旧字は新字に改めた。以下同じ。
- (17) テキストは中華書局本に拠る。旧字は新字に改めた。このことはまた、『史記』「高祖功臣者年表」の「太史公自序」に、「頗有_レ所_レ不尽_二本末_一、著_二其明_一、疑者闕_レ之。」として、明らかなことは書き、疑わしいものは欠いたと述べた上で、「後有_二君子_一、欲_二推而列_レ之、得_二以覽_レ焉_一。」として、後世の聖賢に判断を委ねることと、軌を一にするものである。なお、『文心雕龍』巻第四「史伝」に、「於_レ是、棄_レ同即_レ異、穿_二鑿傍說_一、旧史所_レ無、我書則伝。此訛濫之本源、而述遠之巨蠹。」として、あたかも異説を多く併記する史書の有り様を批判しているように見える見解もあるが、ここはその直前に、「蓋文疑則闕、貴_二信史_一也。」として、『春秋左氏伝序』の「其有_二疑錯_一、則備論而闕_レ之、以俟_二後賢_一。」とあるものを踏まえた表現であり、あくまで「疑」そのものを「伝」うという姿勢は捨象しないのである(テキストは戸田浩暁『文心雕龍(上)』(一九七四年十一月明治書院)。
- (18) 稲葉一郎『中国の歴史思想—紀伝体考』(一九九九年三月創文社)。
- (19) 太田晶二郎『日本書紀編修の参考書の二』(『日本学士院紀要』六一—二・三号一九四八年十一月。後に『太田晶二郎著作集第一冊』(一九九一年八月吉川弘文館)。
- (20) 神野志隆光氏『日本』とは何か—国号の意味と歴史』(二〇〇五年二月講談社)。
- (21) 前掲注(8) 新全集頭注の指摘。
- (22) 拙稿「靈時をめぐる〈変成〉—『日本書紀』「神武紀」の「郊祀」記事から—」(『古代文学』五十三号二〇一四年三月)。

(23) 神野志隆光『古代天皇神話論』（一九九九年十二月 若草書房）。

(24) テキストは国史大系本に拠る。旧字は新字に改めた。

(25) 前掲注（2）書。

(26) 朴昔順「日本古代国家の対「蕃」認識」（『日本歴史』第六三七号 二〇〇一年六月）。なお、当時の高句麗を含めて、政治思想としての「華夷帝国」を、「脱中国化のための中国化」という政治目的のために使い分けるといふ巨視的な視点で論じたのが、李成市『東アジア文化圏の形成』（二〇〇〇年三月 山川出版社）、また『古代東アジアの民族と国家』（一九九八年三月 岩波書店）であった。必要に応じて「帝国」を出したり「蕃国」を出したりすることが可能なのは、両者を同時に抱え込んでいる国だけなのである。中国がそのようなものを必要としなかったことは、改めて述べるまでもない。

Reading the “explanatory notes” to “TenNo-ki” in *Nihon-Shoki*

—— “Nihon” as “an empire/a bankoku (barbarian countries)” ——

Jun YAMADA

Owing to Takamitsu Kounoshi’s leading study, it is widely believed that “Issyo” in “Jindai-ki” of *Nihon-shoki* are explanatory notes. In his study, however, Takamitsu Kounoshi argues only “Jindai-Ki” in spite of the fact that “explanatory notes” are appended to “TenNo-Ki” likewise. If this is the case, it is then necessary to consider the explanatory notes included in *Nihon-shoki*, as well as, “Jindai-ki.”

This paper uses the explanatory notes in *Nihon-shoki*, emphasizing that while *Nihon-shoki* provides a history in which Nihon is considered as an “empire”, the explanatory notes of the book describe Nihon as a bankoku (barbarian country).

Key Words : *Nihon-Shoki*, “Issyo” in “Jindai-ki”, “explanatory notes”,

Takamitsu Kounoshi, “an empire / a bankoku (barbarian countries)”.